



入院している児童生徒への 学習支援ガイド



近年、病気で入院する児童生徒の入院期間は短期化する傾向にありますが、入院中の学習支援等の必要性については、文部科学省の通知などでも指摘されているところです。

入院中の学びの場については、一時的に特別支援学校や特別支援学級へ転学するケース、転学せずに在籍校による遠隔教育等を行うケースなどがありますが、多様な学習支援の検討が求められています。

入院している児童生徒の学びの場



在籍校

転学はせずに、在籍校において訪問教育、遠隔教育等の学習支援を行います。

在籍校は、設置している教育委員会とも協議をしつつ、必要に応じて、教育相談支援など特別支援学校のセンター的機能を活用するなどしながら、組織的に支援を行っていくことが大切です。

特別支援学級（病弱・身体虚弱）

県内の小学校7校、中学校2校が、病院内に病弱・身体虚弱特別支援学級を設置しており、通称「院内学級」と呼んでいます。院内学級で学ぶためには、一時的な転学が必要です。

病状に応じて授業時数を設定したり、学習空白に対して補充授業を行ったりするなどの配慮をしています。病気の状態の理解や生活管理、心理的安定、健康状態の維持・改善、体力の回復・向上を図るための「自立活動」の指導も行っています。

※県内の各病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級）については、裏表紙の一覧を御参照ください。

特別支援学校（病弱）

県内には、滋賀県立総合病院（旧小児保健医療センター）に入院している児童生徒を対象とする県立守山養護学校、大津赤十字病院に入院している児童生徒を対象とする県立守山養護学校大津分教室があります。県立守山養護学校（本校および大津分教室）で学ぶためには、一時的な転学が必要です。

病状に応じて、各教科それぞれの目標や指導内容の関連性を検討し、指導内容を精選して指導を行うほか、病気の状態の理解や生活管理、心理的安定、健康状態の維持・改善、体力の回復・向上を図るための「自立活動」の指導も行っています。

※転学の手続きについては、裏表紙一覧の各学校へお問い合わせください。また、併せて滋賀県教育委員会ホームページも御覧ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/tokubetsushien/325303.html>)



在籍校による遠隔教育での支援

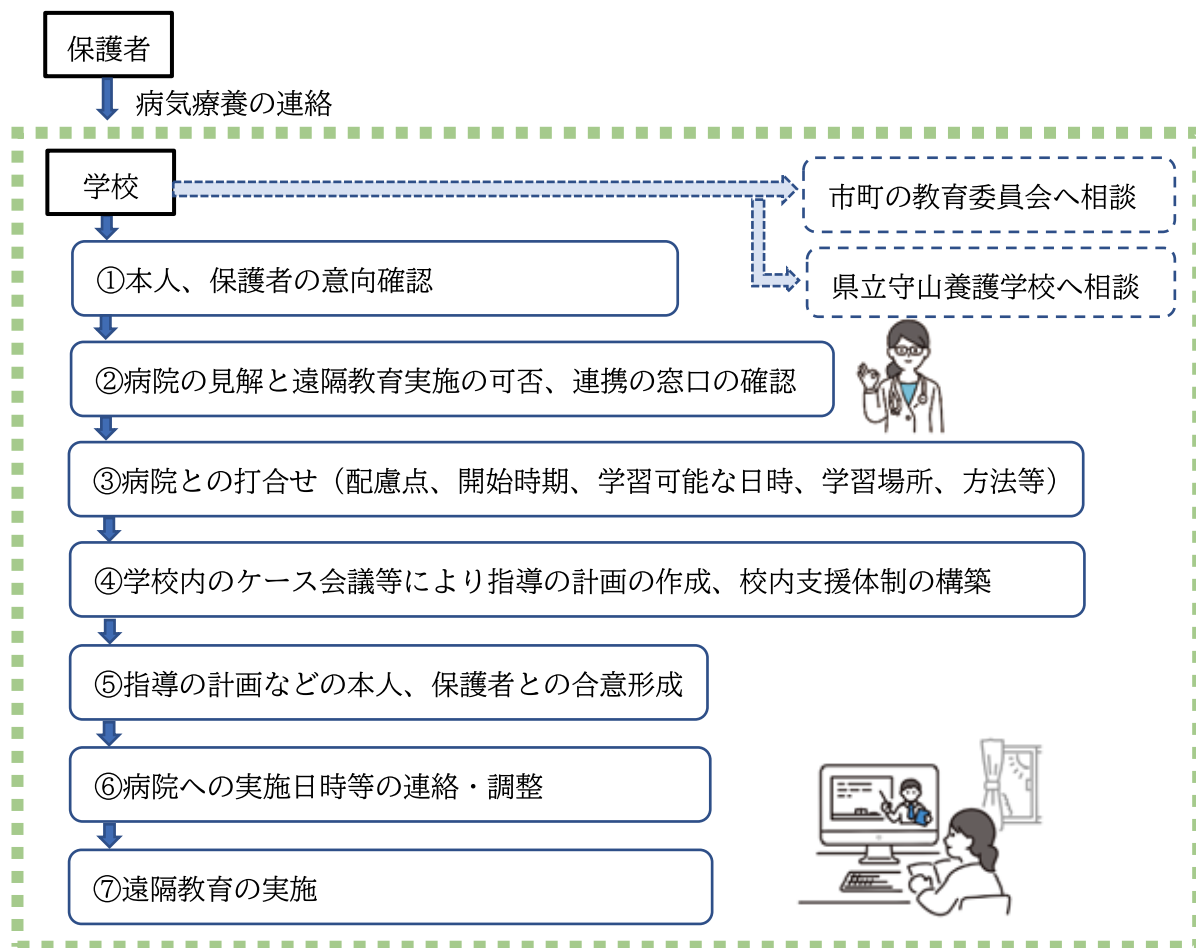
入院している児童生徒に対する教育保障の手段の一つとして、ICT 機器を活用した遠隔教育があります。病院等において傷病により療養を継続している児童生徒の学習の保障については、インターネットを介した学習活動の有効性が文部科学省によって示されています。学校と保護者が連携・協力し、当該児童生徒の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができるなど、受信側の体制を整えた上であれば、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合において出席扱いとすることができます。

また同時双方向型を原則としつつ、児童生徒の病状や治療の状況等から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型で実施することが難しいと学校において判断した場合には、オンデマンド型での実施も可能とされています。

これらの学習支援の実施に当たっては、学校を設置している教育委員会とも十分相談した上で、適切に実施することが必要です。ICT 等を活用した学習活動と併せて、教師が入院している児童生徒を定期的に訪問することにより、その学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うほか、児童生徒の心理面に配慮し、学習意欲が向上するような対応も大切です。

※文部科学省通知（2023.3.30）「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」
(https://www.mext.go.jp/content/20230330-mxt_tokubetu02-000008198_2rr.pdf)

【入院している児童生徒への遠隔教育実施までの流れ（例）】



入院している児童生徒を支えるために



病院との連携

訪問教育や遠隔教育を実施するには、本人や保護者の意向を確認した上で、主治医や病院の同意が必要です。

医師や看護師等に相談や確認、打合せをしたい場合は、病名や治療・処置の内容などは個人情報であり守秘義務があることを踏まえながら、保護者に了解を得た上で行います。保護者を通して面談日時を調整してもらい、保護者と一緒に面談をする、あるいは教員が単独で面談することの了解を保護者に得た上で、保護者に確認してもらった連絡先に連絡し、日時を調整し面談をするなどします。

病気に関する具体的な配慮点は何か、いつから学習が可能か、検査・治療・食事・入浴などのスケジュールを踏まえて実施可能な日時はいつか、学習場所・方法等はどうするのかなど、病院の窓口となる方と打合せを行うなどして指導の計画を作成し、病院と連携を図りながら実施します。

退院が近づけば、退院後の学校生活で配慮すべき事項を確認しておくなど、復学に向けて連携することも大切です。



校内支援体制の構築

学級担任だけでなく、管理職や養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年や教科担任など、入院している児童生徒に関わる教員が情報を共有することが大切です。

その上でどのように入院している児童生徒の学習を保障していくのか、組織的に計画し、実施していくことが必要です。

入院している児童生徒は、普段と異なる環境で、「入院ってどのくらいの期間？いつ学校に行けるの？」「自分だけ取り残されてしまう。」「勉強のことも心配だけど何も考えられない。」など、不安や心配の気持ちを抱えています。教師が病院を定期的に訪問したり、オンラインで面談したりすることにより、児童生徒の気持ちや学習・生活の状況を把握し、心理面にも配慮しながら適切な指導や必要な支援を行えるようにすることが大切です。病院を訪問した際に、看護師など窓口となっておられる方から情報を得ることも重要です。

また、退院後に安心して学校に復学できるよう、学校における配慮点を校内の教職員が共通理解するとともに、特別な配慮を必要とする場合には、適切な支援体制等を整備することが必要です。

県立守山養護学校内「病気とつきあいながら学ぶこどもの支援センター」の御案内

県立守山養護学校では、病気療養中の児童生徒についての教育相談を受け付けています。入院している児童生徒の遠隔教育がスムーズにスタートできるよう相談することもできます。

- ・ 電話 : 077-582-9154
- ・ 相談時間 : 月～金曜日 8:40～17:10
- ・ 対象者 : 県内市町教育委員会、各学校、医療関係者、保護者
- ・ 相談内容 : 病院との連携方法、個別の指導計画作成の助言
病院での遠隔教育実施に向けてのサポート 等



病院内での教育を行っている学校（院内学級、病弱特別支援学校）の一覧

○高島市民病院
滋賀県高島市勝野 1667
電話：0740-36-0220

高島市立高島小学校
電話：0740-36-1106

○長浜赤十字病院
滋賀県長浜市宮前町 14 番 7 号
電話：0749-63-2111

長浜市立長浜北小学校
電話：0749-62-1375

○市立長浜病院
滋賀県長浜市大戌亥町 313
電話：0749-68-2300

長浜市立長浜小学校
電話：0749-62-0070

○大津赤十字病院
滋賀県大津市長等一丁目
1 番 35 号
電話：077-522-4131

滋賀県立守山養護学校
（大津分教室）
電話：077-525-1276

○彦根市立病院
滋賀県彦根市八坂町 1882 番地
電話：0749-22-6050

彦根市立金城小学校
電話：0749-22-4898

○近江八幡市立総合医療センター
滋賀県近江八幡市土田町 1379 番地
電話：0748-33-3151

近江八幡市立桐原東小学校
電話：0748-33-2307

○滋賀医科大学医学部附属
病院
滋賀県大津市瀬田月輪町
電話：077-548-2748

大津市立瀬田東小学校
電話：077-545-4010

大津市立瀬田中学校
電話：077-545-8001

○滋賀県立総合病院
滋賀県守山市守山五丁目 4-30
電話：077-582-5031

滋賀県立守山養護学校
電話：077-583-5857

○公立甲賀病院
滋賀県甲賀市水口町松尾 1256
電話：0748-62-0234

甲賀市立水口小学校
電話：0748-62-0121

甲賀市立水口中学校
電話：0748-62-4127

○詳しくは、滋賀県教育委員会ホームページを御覧ください。

(<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/tokubetsushien/325303.html>)

病気療養している児童生徒への学習支援についてもっと知りたい場合は…

○文部科学省（2021）「遠隔教育システム活用ガイドブック第3版」
(https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_jogai01-000010043_002.pdf)

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2021）「病気療養等により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育 Q&A」
(https://www.nise.go.jp/nc/each_obstacle/sickness)

※このガイドの内容は令和 7 年 3 月現在のものです。
本ガイドは滋賀県教育委員会ホームページにも掲載しています。



滋賀県教育委員会事務局
特別支援教育課
TEL:077-528-4641